

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第1節 社会福祉施設の整備・運営

1 概況

社会福祉施設については、各節においてふれているところであるが、社会福祉事業のなかできわめて重要な分野の一つであるので、ここで全般的な概況と全施設に共通する諸問題について総括してふれることとする。

社会福祉施設には、大別して保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、精神薄弱者援護施設それに社会福祉事業法による施設があつて、その設置経営主体は一部の施設を除き、地方公共団体及び社会福祉法人等の法人を原則としている。

社会福祉施設の施設数及び収容人員等の状況は第13-1表のとおり、43年12月末現在で公立、私立合わせて2万余あり、収容(利用)人員は120万人、施設に従事する職員は専任、兼任合わせて17万人に達している。

最近では、特に国立心身障害者コロニーの設置、身体障害者の社会復帰の促進施策、ねたきり老人対策の進展にみられるように、心身障害児(者)対策、老人対策の行政が着々進みつつあり、これに対応して、社会福祉施設の整備面でも、各種の施設を重点的かつ積極的に整備しているところである。しかし、なお現在及び将来予想される要収容(利用)者数に比べ、施設数は絶対的に不足しているのが現状なので、現在関係各方面からその策定を強く要望されている社会福祉施設整備計画を早急に具体化して、社会福祉施設の整備を、重点的かつ計画的に行なうことが是非とも必要となつている。

第13-1表 社会福祉施設の施設数、定員、現在員、従事者数

第13-1表 社会福祉施設の施設数、定員、現在員、従事者数

	施設数			定員			現在員			従事者数		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
総数	20,984	13,687	7,297	1,269,654	781,188	488,466	1,191,699	712,016	479,683	166,834	97,474	69,360
保護施設	441	258	183	27,131	18,470	8,661	22,091	13,625	8,466	3,184	1,728	1,456
老人福祉施設	1,003	689	314	66,440	40,929	25,511	65,709	39,774	25,935	12,939	7,864	5,075
身体障害者更生援護施設	237	151	86	9,719	6,400	3,319	7,651	4,746	2,905	4,266	2,839	1,427
婦人保護施設	64	49	15	2,309	1,694	615	1,273	871	402	444	342	102
児童福祉施設	17,993	11,840	6,153	1,129,849	694,377	435,472	1,070,294	640,478	429,816	139,260	80,778	58,482
うち保育所	12,732	8,001	4,731	1,043,756	660,267	383,489	994,410	611,890	382,520	103,420	61,888	41,532
精神薄弱者援護施設	130	41	89	8,921	3,380	5,541	8,328	3,061	5,267	2,505	1,101	1,404
その他の社会福祉施設	1,116	659	457	25,285	15,938	9,347	16,353	9,461	6,892	4,236	2,822	1,414

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

(注) 1 保護施設の定員、現在員、従事者数は医療保護施設のものを除く。

2 児童福祉施設の定員、現在員、従事者数は助産施設と母子寮のものを除く。

3 その他の社会福祉施設の定員、現在員、従事者数は無料低額診療施設のものを除く。

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第1節 社会福祉施設の整備・運営

2 社会福祉施設の整備

(1) 整備財源

社会福祉施設の整備に要する財源には、主として国、都道府県の補助金、特別地方債のほか、社会福祉事業振興会の融資、自転車競技法等に基づく補助金、寄附金つきお年玉つき年賀葉書の寄附金、共同募金配分金等の資金があてられており、その総額は43年度において第13-2表のとおり184億円に達しており、延べ件数1万余の施設整備に上記の資金が交付されている。

このうち、国及び都道府県の補助は、原則として関係法律の定めるところにより行なわれており、その補助率は、おおむね国庫補助にあつては整備費の2/4、都道府県の補助にあつては整備費の1/4とされている。その額は合わせて総整備費の37%に達しており、社会福祉施設の整備の促進に大きく寄与している。ちなみに、43年度においては、合計1,188件の整備に国庫補助金が交付されている。そのおもなる内訳は、老人福祉施設114件、身体障害者更生援護施設28件、重症心身障害児施設5件、保育所524件、精神薄弱者援護施設25件などである。また44年度においては、施設整備に43億円の国庫補助金が計上されている。

第13-2表 社会福祉施設整備の財源状況

第13-2表 社会福祉施設整備の財源状況
(43年度)

	件 数			金 額			
	総 数	公 立	私 立	総 数	公 立	私 立	
				百万円	百万円	百万円	
総 数	10,270	2,738	7,532	18,399	9,520	8,879	
補 助 金							
国	1,188	970	218	3,600	2,266	1,334	
地方公共団体	1,188	970	218	3,203	1,991	1,212	
融 資							
社会福祉事業振興会	348		348	3,000		3,000	
特別地方債	798	798		5,263	5,263		
そ の 他							
日本自転車振興会	245		245	2,030		2,030	
日本小型自動車振興会							
日本船舶振興会		21	21		303	303	
お年玉年賀葉書寄付金	90		90	258		258	
共同募金	6,392		6,392	742		742	

厚生省社会局調べ
(注) 1 件数の総数は延べ数である。
2 共同募金の件数、金額は、施設整備のために配分したもの以外も含む。
3 上表は、国直轄事業、地方公共団体の単独事業及び施設の設置者のいわゆる自己負担にかかる財源を除外してある。

社会福祉事業振興会の融資は、民間の社会福祉施設の整備に対して行なわれており、その貸付利率は施設経営の非営利性、公益性ということもあつて、5分1厘1毛と比較的低く、無利子期間は最長2年、償還期限は最長20年に定められている。貸付原資は、国庫出資金のほかに39年度から導入した資金運用部資金借入金でまかなわれており、最近5年間の貸付件数は1,216件(うち老朽施設の建て替えに対する貸付け127件)である。

ちなみに,39年度は,169件,40年度は173件,41年度は203件,42年度は323件(うち老朽施設の建て替えに対する貸付け80件)及び43年度は348件(うち老朽施設の建て替えに対する貸付け47件)の貸付けがあつた。なお,44年度においては,資金運用部資金借入金33億円に償還金2億円を加えた35億円が貸付原資として計上されている。

特別地方債とは,厚生年金保険還元融資,国民年金特別融資の地方公共団体向けとして都道府県や市町村に対して,住宅・病院・清掃事業・上水道等とともに社会福祉施設の整備に融資されているものである。

その他の財源のうちでは,日本自転車振興会が自転車競技法に基づき,日本小型自動車振興会が小型自動車競走法に基づき,日本船舶振興会がモーターボート競走法に基づき,それぞれ競輪,オートレース,競艇の益金の一部を民間の社会福祉施設の整備資金として補助している。同様にして,郵政省がお年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律に基づき寄附金つきお年玉つき郵便葉書の寄附金の一部を,また各都道府県の共同募金が赤い羽根による共同募金の寄附金の一部を民間の社会福祉施設の整備資金として配分している。

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第1節 社会福祉施設の整備・運営

2 社会福祉施設の整備

(2) 老朽施設の整備

社会福祉事業は、公私の社会福祉事業の均衡ある発展によつて、はじめて実効をあげるものであることは論をまたない。ところが、社会福祉法人の設置経営する社会福祉施設のなかには、老朽化のあまり施設自体の存続が危険か緊急修理が必要なものが数多く存在しており、施設の近代化の阻害要因となつているだけでなく、民間社会福祉事業の発展の大きなあい路ともなつている。

国としては、このような老朽度の著しい木造の民間の社会福祉施設(建物の保安度1万点を満点とした場合4千点以下のもの)について、とりあえず、38年度から42年度までの第1次5か年計画と43年度から45年度までの第2次3か年計画により、優先的に国庫補助金を交付し、鉄筋かブロック建築への建て替えを促進しているところであるが、このうち38年度から41年度までの間は年金福祉事業団が42年度以降は社会福祉事業振興会が、当該老朽施設の建て替えに必要な自己負担額を、それぞれ借入れた法人から利子を徴しないで貸付けてきている。

老朽施設の建て替えに対する国庫補助及び貸付状況は第13-3表のとおりである。第2次3か年計画の初年度にあたる43年度においては、これらの資金を財源として、老人福祉施設を4か所、児童福祉施設を47か所など計54か所(2万7,000m²)の老朽施設の建て替えが図られている。

なお、第2次3か年計画の2年次にあたる44年度においては、老朽施設の建て替えに要する資金として、国庫補助金4億円及び社会福祉事業振興会貸付金2億円があげられる予定となつている。

第13-3表 老朽民間社会福祉施設の整備財源状況

第 13-3 表 老朽民間社会福祉施設の整備財源状況

年 度	国庫補助金	補助件数	貸付金	貸付件数
	百万円		百万円	
39 年 度	312	65	353	59
40	406	68	405	61
41	391	57	346	50
42	549	83	552	80
43	358	54	331	47

厚生省社会局調べ

(注) 41年度までの貸付金、貸付件数は年金福祉事業団にかかるものであり、42年度以降のものは、社会福祉事業振興会にかかるものである。

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第1節 社会福祉施設の整備・運営

3 社会福祉施設の運営

(1) 運営費

社会福祉施設については、生活保護法等社会福祉関係の法律の規定に基づく措置のための委託が、原則として制度化されており、施設に該当者を委託した場合に、原則として国、都道府県ないし市町村は、施設の運営費(いわゆる措置費)を負担することとされている。この措置費の負担割合は、保護施設、軽費老人ホームを除いた老人福祉施設などについて国が8/10、都道府県(指定都市)が2/10の場合と国が8/10、市長又は福祉事務所を設置する町村が2/10の場合とがあるが、市町村、社会福祉法人などの設置する保育所のように国が8/10、都道府県が1/10、市町村が1/10とされているものもある。

措置費の内訳は、入所者の飲食物費を主とする事業費と施設の職員の給与等人件費を主とする事務費からなっている。このうち、事業費の主要部分を占める飲食物費は生活保護基準におおむねスライドして定められており、また事務費の主要部分を占める施設に従事する職員の人件費についてはおおむね国家公務員に準じて格付けられており、43年度においても国家公務員のベースアップ率にみあう給与水準の引上げを行なっている。

このほかに、43年度における措置費で前年度に比べて改善されたおもなるものとしては、各種施設の職員の増員、庁費、旅費の増額、保育所職員の給与の地域差是正(乙地を甲地に引上げ)、重度障害者加算母子寮採暖費の改善、小規模保育所の新設認可(100か所)などがあり、国庫が負担する措置費総額は前年度の62億円増の548億円に達している。念のため各種の社会福祉施設について、その措置費の推移を示せば第13-4表のとおりである。

このように、措置費の内容を、逐年改善しているものの、必ずしも十分でないこと等があつて、特に最近では、民間施設の経営に種々困難をきたしている状況にある。なかでも、施設にあつて、直接収容者の処遇にあたる施設の職員の業務は、特に困難をきわめるものだけに、若年労働力の不足が年々深刻化しつつあることもつたつて、ここ数年来、この職員の待遇改善は喫緊の課題となつている。そこで、44年度においては、国家公務員に準じて、格付是正による職員の給与改善(14億6,000万円)を行なうこととしたほか、特別養護老人ホームの寮母等業務の困難な職種にかかる俸給の調整額(2億8,000万円)の創設を他の改善とあわせて行なっている。

第13-4表 社会福祉施設の措置費(国庫負担分)の推移

第 13—4 表 社会福祉施設の措置費(国庫負担分)の推移

(単位:百万円)

	30年度	42	43	44
社会福祉施設措置費(計)	6,521	48,612	54,754	69,169
保護施設	794	1,191	1,322	1,516
身体障害者更生援護施設	56	1,186	1,555	1,886
結核回復者後保護施設	5	17	—	—
老人福祉施設	—	9,613	11,062	13,192
婦人保護施設	25	290	318	342
児童福祉施設	5,641	35,113	38,995	50,129
うち保育所	2,525	19,189	21,617	29,604
精神薄弱者援護施設	—	1,202	1,502	2,104

厚生省社会局及び児童家庭局調べ

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第1節 社会福祉施設の整備・運営

3 社会福祉施設の運営

(2) 社会福祉施設に従事する職員

社会福祉施設に従事する職員数は43年12月末現在で、専任14万人、兼任3万人の計17万人に及んでいる。これら職員の職種は、施設長・生活指導員・職業指導員・PT(理学療法士)・OT(作業療法士)・心理判定員・職能判定員・医師・保健婦・看護婦・保母・寮母・栄養士・義肢工・事務職員等多岐にわたっている。施設の職員数は第13-5表のとおり、年々増加しているが、特に保健婦、看護婦、各種療法上等の職種については、国で定めた基準を下回っている施設もみうけられるので、これらの職員をも含めて、施設の職員の養成、確保に努める必要がある。国においては、従前より日本社会事業大学等において研修及び資格の付与等を行なうほか、都道府県においても研修会等を実施して職員の資質の向上等を図っており、職員の養成、確保に意を尽しているところである。

一方、民間の社会福祉施設に勤務する職員の待遇改善の一環として制度化されているものに、社会福祉事業振興会が運営している社会福祉施設職員退職手当共済事業がある。この事業の制度は、民間の社会福祉施設の職員に国家公務員に準じた退職手当を支給しようとするもので、毎年の退職金の財源を施設経営者の掛金、国及び都道府県の補助金によりまかなっており、施設経営者の掛金をできるだけ低くするため、国と都道府県の補助率は1/3とされている。制度の概要は第13-6表のとおりであり、退職手当支給人員、支給総額、加入者数など年ごとに漸増している。43年度の退職手当金の計算の基礎となる額は、前年度の1万5,000円から1万6,000円に、また44年度においても1万7,300円に引上げを図っている。

しかし、退職手当金の計算の基礎となる額が低く、また勤続年数のいかに問わず一律に定められていることもあつて、長期勤続者に対しては、国家公務員の場合より不利な取扱いとされている。したがって、今後は、このような点について改善し、退職手当共済事業の制度をより充実することが、切に望まれている。

第13-5表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)

第 13-5 表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)
(単位:人)

	39 年 末	40	41	42	43
総 数	97,664	104,262	114,434	125,955	139,031
保 護 施 設	2,648	2,617	2,643	2,631	2,670
老 人 福 祉 施 設	7,411	8,355	9,494	10,556	11,500
身体障害者更生授護施設	1,804	1,944	2,085	2,770	3,081
婦 人 保 護 施 設	306	307	273	262	264
児 童 福 祉 施 設	82,646	87,804	95,741	105,512	116,544
う ち 保 育 所	60,493	64,039	69,603	77,122	85,857
精神薄弱者授護施設	836	1,115	1,433	1,670	2,113
その他の社会福祉施設	2,013	2,120	2,765	2,554	2,859

資料: 厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

- (注) 1 保護施設は医療保護施設を除く。
 2 児童福祉施設は助産施設を除く。
 3 その他の社会福祉施設は無料低額診療施設を除く。

第13-6表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

第 13-6 表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

	39 年 度	40	41	42	43
退 職 手 当 支 給 人 員	(人) 4,673	7,031	5,937	6,666	6,324
退 職 手 当 金 支 給 総 額	(千円)40,354	94,218	103,421	151,918	191,633
加 入 者 数	(人)35,394	38,095	41,892	46,141	51,351
単 位 掛 金 額	(円) 460	740	860	1,080	1,230

厚生省社会局調べ

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第2節 福祉事務所及び福祉センター

1 福祉事務所

福祉事務所は、総合的な社会福祉行政の第1線機関として生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法・精神薄弱者福祉法・老人福祉法及び母子福祉法のいわゆる社会福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置をつかさどるほか、その他の社会福祉に関連する事務も必要に応じて取扱っている。昭和43年6月1日現在福祉事務所の総数は1,043か所であり、このうち郡部を管轄する都道府県設置のものが356か所、市の設置するものが685か所、町及び村の設置するものが各1か所となっている。福祉事務所は、管内人口おおむね10万ごとに設置されるのが望ましいのであるが、いろいろな社会情勢の変動に伴って規模の差が顕著となってきた。すなわち、一方において、町村合併の進行に伴う新市の誕生・農漁村における人口の過疎化等によつて管内人口5万未満の小規模事務所が全体の1/3を占めるようになり、他方人口の都市集中化に伴い管内人口20万以上の大規模事務所が全体の1割を占めるに至っている。また、都道府県が設置する郡部の福祉事務所の管轄する福祉地区については、その地区内の町村が既存市に合併されたり新市を形成することによつて管轄区域が寸断され、各所に飛地を生じている例もかなり多い、このように福祉事務所の配置について問題となる点が生じており、改善策を講ずる必要に迫られている。福祉事務所の職員は、第13-7表に示すような各種の職員によつて構成されており、総職員数は43年6月1日現在で3万1,676人となっている。このうちいわゆる現業員は福祉事務所活動の中心となつて要援護者等の生活指導、調査等にあたつており、その業務の遂行には専門的な知識及び技能を要するので社会福祉事業法は一定の資格基準を定めるとともに一定数の職員を確保するための定数基準をも定めている。しかし実際には資格を有する職員を一定数確保することは、諸種の事情によりかなり困難となつており、このため資格認定講習会の実施等により有資格者の養成確保が図られているが、まだまだ満足すべき状態になつていない。43年6月1日現在で定数9,344人に対し、現業員の実数は9,113人となつており、このうち資格を有する者の割合は72.3%という状況である。

現業員の業務については、従前より生活保護事務の偏重が問題となつており、老人、児童、身体障害者、精神薄弱者、母子家庭に対するいわゆる福祉五法の実施体制を整備することが重要な課題となつていたのであるが、43年度において地方交付税によりとりあえず人口10万に2人の割合で福祉五法を専門に担当する現業員を配置する措置がとられることとなり、44年度にはさらに2人増員されることになつた。このように福祉五法の実施体制はしだいに整備されつつあるが、体制の確立のためには、なお人員の加増等改善すべき点が多い。

最後に、福祉事務所の所掌事務については、その本来の事務である社会福祉六法の実施に伴う事務以外のいわゆる六法外事務の増加が目だっている。福祉事務所の90%は、この六法外事務を取り扱つておりこのため地域社会における社会福祉行政のセンターとしての性格を強めてきている。したがつて、福祉事務所制度のあり方との関連で、所掌事務の範囲等を明らかにし、その性格を明確にする必要がある。

第13-7表 福祉事務所職種別職員数

第13-7表 福祉事務所 職種別職員数

(43年6月 1日現在)

(単位:人)

所	次長	課長	長	係長	長	査察指導員(課長・係長以外)	現業員		身障福祉司(専任)	精神福祉司(専任)	老人指導主事(専任)	家庭児童主事(専任)	児童福祉司(専任)	福祉六法職員		福祉六法外職員(小計)		家庭相談員	婦人相談員		母子相談員		金員(母子福祉協力)		嘱託員	合計	福祉事務所以外の職員
							現業員	専任面接員						一般事務職員	医療事務職員	常勤	非常勤		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			
総数	1,043	291	188	476	1,274	1,549	266	8,909	204	501	151	257	72	83	4,251	1,247	7,133	38	950	27	243	113	579	580	1,251	31,676	3,657
郡部	356	84	170	337	320	324	105	3,170	1	228	81	90	24	44	1,179	369	718	375	15	64	91	453	543	392	9,533	1,332	
市部	687	207	18	139	954	1,225	161	5,739	203	273	70	167	48	39	3,072	878	6,415	38	575	12	179	22	126	37	859	22,143	2,325

厚生省社会局調べ

(注) 町村設置の福祉事務所分については市部欄に掲げた。

厚生白書(昭和44年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第2節 福祉事務所及び福祉センター

2 福祉センター

福祉センターは、市町村の区域において社会福祉その他地域住民の生活の維持向上のための場として、その福祉の増進を図る目的で市町村が設置する施設であり、レクリエーション室、子どもの遊び場及び子どもの室、老人いこいの室、浴室、料理講習室その他各種講習室、図書室等を住民に利用させるほか、各種の相談事業をはじめ、クラブ活動等の場の提供、会議場・結婚式場等の提供等の事業を行なっている。国としてもこのような福祉センターの普及を図るため、41年度から福祉センターを国民年金特別融資の対象に加えることとし、43年度までに94市町村に対し総額15億9,970万円にのぼる融資を行なっている。

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第3節 低所得対策

1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯に対して生業費医療費などを低利で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行ない。その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営なめるようにすることを目的とするものである。この制度は、必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく、それと併行して民生委員が借り受け世帯に対して、その独立自活に必要な生活面での個別的な援助指導を行なうという点が特色となっている。

貸付けは、都道府県社会福祉協議会が行ない、それに要する資金は、全額を都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し、国は都道府県が補助する費用の2/3を都道府県に対して補助することになっている。貸付原資は年々累増されており、都道府県からの補助額は43年度18億円を加えて累計153億9,000万円余が都道府県社会福祉協議会において運用されている。

貸付資金の種類は、第13-8表のとおり7種類となっており、制度の内容改善を図ることから毎年のように貸付条件の改善を行つているが、44年度においては4月より一部貸付限度額の引上げ(生活資金の生活費月額4,500 右矢印 月額7,500円、生活資金の葬祭費8,000円 右矢印 10,000円、住宅資金の転宅費12,000円 右矢印 18,000円)を行なつた。今後も情勢に応じて貸付条件などの改善を図つて行く必要がある。

貸付状況は第13-9表のとおりとなっており、43年度末までに累計270億1,000万円、延べ貸付人員は37万8,000人に達し、毎年着実に貸付けが行なわれている。そのおもな傾向としては、更生資金、身体障害者更生資金が毎年度全体のほぼ半数を占めていることと、住宅資金の伸長があげられる。

第13-8表 世帯更生資金貸付条件一覧

第 13-8 表 世帯更生資金貸付条件一覧

(44年 4月現在)

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備 考
更生資金	生 業 費	150,000	6月	6年	特に必要と認められる場合は、300,000円以内 貸付期間 3年以内
	支 度 費	25,000			
	技能習得費	月 2,500			
身体障害者更生資金	生 業 費	150,000	6月	8年	特に必要と認められる場合は、300,000円以内 貸付期間 3年以内
	支 度 費	25,000			
	技能習得費	月 2,500			
生活資金	生 活 費	月 7,500	6月	5年 3年	貸付期間技能習得費又は療養資金借受中
	出 産 費	8,000			
	葬 祭 費	10,000			
住宅資金	改 修 費	200,000	6月	6年 3年	
	転 宅 費	18,000			
修学資金	修 学 費	月 1,500	6月	8年	特に必要と認められる場合は月 3,000円以内 自宅通学 10,000円以内 自宅外通学 15,000円以内
	就学支度費	15,000			
療 養 資 金		100,000	6月	5年	特に必要と認められる場合は、150,000円以内
災 害 援 護 資 金		150,000	1年	6年	

厚生省社会局調べ

(注) 貸付利率は年3分、ただし、修学資金は無利子である。

第13-9表 世帯更生資金貸付決定状況

第 13-9 表 世帯更生資金貸付決定状況

	43 年 度		果 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	33,627	4,309,831	378,757	27,014,423
更 生 資 金	9,733	1,548,440	163,546	12,244,090
身体障害者更生資金	3,524	637,420	27,911	3,203,630
生 活 資 金	110	2,725	9,457	244,812
住 宅 資 金	8,218	1,252,990	49,395	4,983,037
修 学 資 金	4,692	179,369	24,635	947,700
療 養 資 金	5,056	404,820	77,606	3,130,488
災 害 援 護 資 金	2,294	284,067	26,207	2,260,666

厚生省社会局調べ

また、償還の状況をみると、償還期日到来額に対する償還済額の比率は年々向上しており、43年度においては85.8%となっている。

この制度の今後の問題としては、社会情勢及び国民生活の実態の変遷と低所得世帯の需要に即した貸付条件の改善を図るとともに、実施機関の事務処理体制の充実強化及びより適確有効なる運営、ことに各都道府県間における貸付け、償還などの均衡ある事業の推進を期することが必要である。

厚生白書(昭和44年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第3節 低所得対策

2 授産事業

授産事業は、労働能力の比較的低い低所得者に対し就労の機会を与え、又は技能を修得させてその保護と自立更生とを図る社会福祉事業である。

授産施設には、保護授産施設(生活保護法による授産施設)と社会福祉事業授産施設(社会福祉事業法による授産施設)の2種がある(第13-10表参照)。

授産事業は一定の施設に通つて行なう施設授産がたてまえとなつているが、稼働能力はありながら育児や病人の看護などの事情で毎日施設に通うことが困難な人々のため、家庭においても簡単な作業ができるように家庭授産も行なわれている。

授産施設の43年12月末における状況は、第13-10表のとおりで、利用状況は、施設授産9,473人、家庭授産1万0,975人、合計2万0,448人となつている。

授産事業は、近年施設数、利用者数とも漸減の傾向にあるが、原因としては、経済の安定向上に伴う就労機会の増大による利用者の減少等が考えられる。しかし、一般労働市場の就業になじみにくい低所得者に対する施策として、なお重要な意義をもつているものといえる。3公益質屋公益質屋は、市町村(特別区を含む)又は社会福祉法人が設置経営する低所得者に対する簡易にして迅速な庶民金融機関である。

公益質屋は民営質屋と比較すると、利率(貸付利率の限度は月3分)その他の点で質置主本位の制度となつており、低所得者に利用されている。

近年の公益質屋の設置状況及び貸付状況は第13-1図のとおりで、利用者の減少などにより、年々減少の傾向にある。

その原因としては、国民の所得水準の向上、社会保障諸施策の充実、小口資金貸付制度の発達、信用販売制度の普及などが考えられる。しかし昭和42年度においては72万件、24億円の貸付けが行なわれ、現在においても相当数の利用者があるということは、公益質屋の存在意義が依然として大きいことを示すものであり、住民に対する制度内容の周知徹底を図るなど、地域の実情に応じた利用者のための適切な配慮が望まれる。

第13-10表 授産施設の現況

第 13—10 表 授産施設の現況

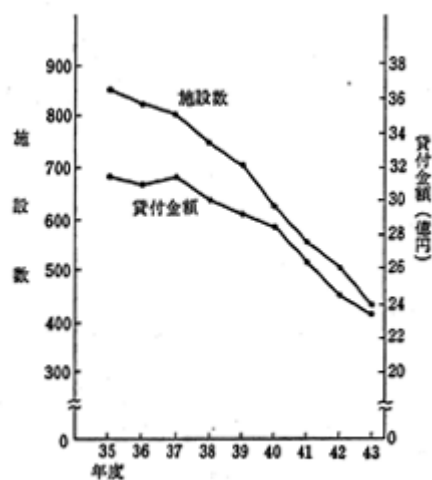
(43年12月末現在)

	施設授産		家庭授産	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数
総数	310	9,473	114	10,975
保護授産施設	145	4,849	38	2,543
社会事業授産施設	165	4,624	76	8,432

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

第13-1図 公益質屋数及び貸付状況の推移

第 13—1 図 公益質屋数及び貸付状況の推移



厚生省社会局調べ

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第3節 低所得対策

4 低家賃住宅

公営住宅は、現在、月収2万4,000円をこえ4万円以下の階層を対象とする第1種住宅と、月収2万4,000円以下の階層を対象とする第2種住宅とに分れている。

このうち、第2種公営住宅については、低所得者の生活に重大な関連を有するところから、厚生大臣はその建設計画の作成、家賃及び入居条件等の変更その他について、建設大臣から協議を受けることとなっている。

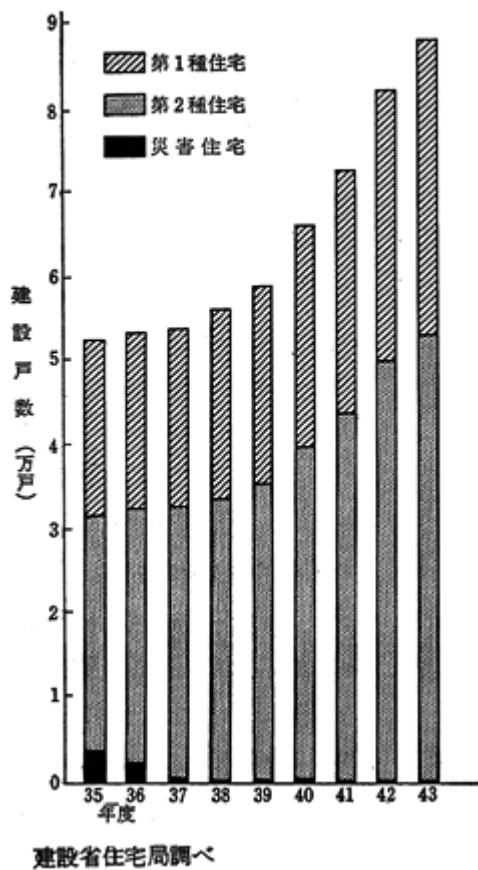
公営住宅の建設は、公営住宅法に基づき年次計画により、行なわれているが、43年度末現在の建設戸数は約123万2,000戸で、その内訳は第1種住宅が61万5,000戸、第2種住宅が49万1,000戸、災害その他の住宅が12万6,000戸となっている。43年度においては、第1種住宅3万5,176戸、第2種住宅5万2,725戸、災害住宅176戸がそれぞれ建設された(第13-2図参照)。

なお、41年6月に制定された住宅建設計画法においては、45年度までに「一世帯一住宅」の実現を図るための住宅建設五か年計画が実施されている。これによると第1種住宅17万6,000戸、第2種住宅26万4,000戸(公営住宅の6割)の建設が予定されている。

都道府県においては、建設部局及び民生部局の緊密な連絡のもとに、低所得階層の住宅事情のは握、入居に際しての家賃、敷金の減免、徴収猶予措置の配慮など法の施策の促進が図られている。また、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯等に対しては、第2種住宅のわく内で特定目的向け住宅を設け、入居に際して優先的な取扱いが行なわれている。

第13-2図 公営住宅建設の推移

第 13—2 図 公営住宅建設の推移



各論

第13章 その他の社会福祉施策

第4節 民間社会福祉活動

1 民生(児童)委員

民生委員は、地域の福祉増進に努める社会奉仕者として、調査・相談指導等の自主的活動を展開しているとともに、福祉事務所その他の関係行政機関への協力活動を行なっている。また、民生委員は児童委員を兼ね、児童福祉、母子福祉等の活動に従事している。その活動状況は第13-11表にみられるように広範囲にわたっているが、活動の中心となるのは相談指導であり、その内容は多岐にわたっている。国としても地域住民が気軽にこのような相談指導を受けられるための場を提供するとともに、民生委員の自己研修を図る目的で35年度から心配ごと相談所に対する補助を行なっており、44年度には2,400か所の補助を行なうことになっている。

民生委員は名誉職として厚生大臣が委嘱するものであるが、3年ごとに全委員の改選が行なわれることになっており、最近では43年12月1日に改選が行なわれた。この改選に際して、最近の人口増加や人口流動の状況等を勘案して定数が13万1,591人に増加された。この改選の結果をみると新任は3万6,148人となっており、また、婦人、民生委員は3万9,088人で、全体の3割を占めるに至った。

第13-11表 民生委員(児童委員)の活動状況

第 13-11 表 民生委員(児童委員)の活動状況
(43年度)

総数	相 談 指 導 件 数									調査、証明事務、連絡件数				諸会合行事への参加件数				相談指導調査のための訪問	
	家族関係の問題	住居の問題	健康の問題	しごとの問題	年金保険の問題	世帯資金の問題	更生の資金の問題	生計費の問題	その他	総数	調査	証明事務	施設団体公的機関との連絡	総数	民生委員協議会関係	社会福祉協議会関係	その他合同行事関係	件数	日数
3,896,328	471,562	281,916	505,712	375,377	383,271	511,355	487,658	878,477		3,285,925	1,427,754	1,071,372	786,799	2,341,903	1,007,089	433,667	901,147	4,477,758	2,570,927

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第4節 民間社会福祉活動

2 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加・協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉の増進を図ることを目的とする民間組織であり、全国の市町村、都道府県及び中央の各段階に組織されている。その活動内容は各段階により、また地域に応じて多岐にわたっているが、小口資金の貸付け、老人クラブ等諸団体の育成援護をはじめかなり共通した面もみられ、ともに地域住民の福祉に密着した活動を行なっている。

国においてもこれら社会福祉協議会活動を育成するため、社会福祉法人格を有する社会福祉協議会を対象に人件費の国庫補助を行なっている。すなわち、38年度以降、全国社会福祉協議会に企画指導員10人を、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会に福祉活動指導員156人を設置するために補助金を支出しており、また41年度からは市町村社会福祉協議会にも福祉活動専門員(44年度までに合計663人)の設置費の補助を行なっている。さらに43年度からは都道府県社会福祉協議会に対して一般事務職員138人の補助を行なっている。

各論

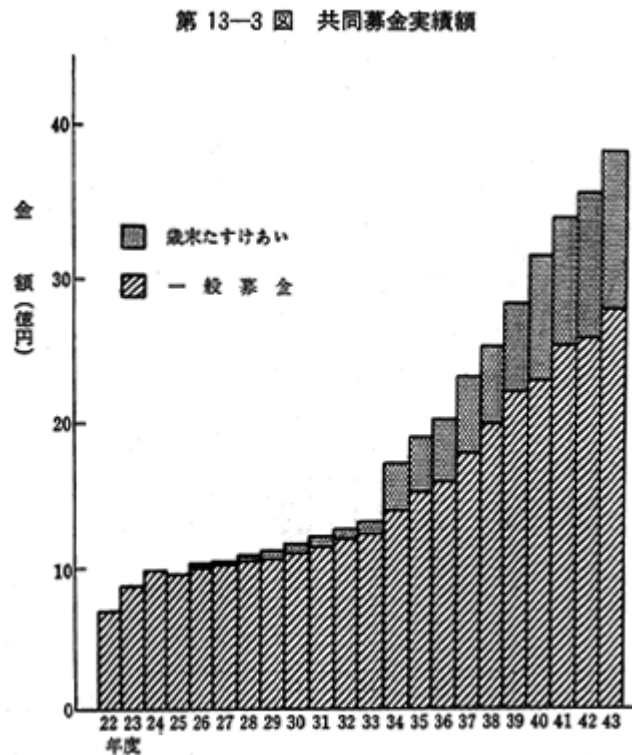
第13章 その他の社会福祉施策

第4節 民間社会福祉活動

3 共同募金

共同募金運動は、「国民たすけあい」の精神に基づき地域社会の自主的活動によつて民間社会福祉事業を推進するための財源を造成しようとする全国的国民運動である。この運動の実施主体は、各都道府県の区域ごとに組織されている共同募金会であり、その連合体として中央共同募金会が組織されている。共同募金は、一般募金と歳末たすけあい募金とに大別されるが、募金実績はともに年々増加している(第13-3図参照)。43年度の実績(沖縄を含む。)は、一般募金27億7,265万円余、歳末たすけあい11億1,010万円余、総額38億8,276万円余となつており、総額についてみると目標額の129.8%となつている。

第13-3図 共同募金実績額



厚生省社会局調べ

このように共同募金が396億円年々伸びていることは喜ばしいことであるが、国民経済の伸びや物価の上昇等を勘案した場合の実質的伸びは必ずしも満足なものではなく、特に一般募金はここ数年伸び悩みの状態にある。しかし、制度発足以来の累計は396億円にも達しており、共同募金が民間社会福祉活動の財源造成に果たしている役割は大きい。

募金方法別にみると、43年度においても戸別募金が70.9%を占め、これに次いで法人募金14.9%、学校職域募金3%、バッチ募金1.4%、興行募金0.2%等となつている。法人募金は、ここ年々増加を続けていたが、43年度においては42年度に比し、募金額において約3,291万円、全体に占める割合においても3.0%とそれぞれ減少

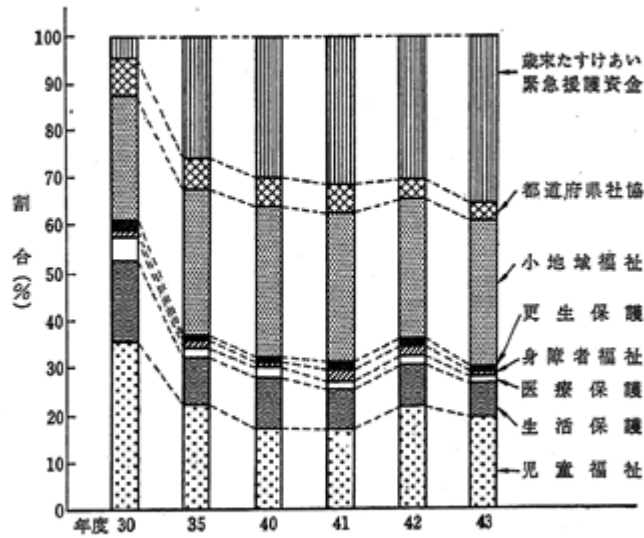
しており、今後その改善のための努力が望まれる。

最後に配分の状況は、第13-4図のようになっている。

なお、42年9月の行政管理庁の勧告を一つの契機として、43年4月22日厚生大臣から中央社会福祉審議会に対し民間社会福祉事業の振興方策について諮問がなされ、共同募金制度についても、そのあり方等について現在同審議会の特別専門分科会で検討されているところである。

第13-4図 共同募金配分割合

第 13—4 図 共同募金配分割合



厚生省社会局調べ

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第5節 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者が自らの生活の安定及び向上を図るため自発的に組織する協同組織体である。組合が行なう事業には、生活必需物資の供給、理美容施設、食堂、病院等の協同利用施設の設置、火災、生命、交通災害等の事故に対する共済、教育文化の事業等がある。組合数は、42年度1,212で前年度に比べ13減少したが、組合員数は931万人で前年度817万人より114万人の増加となっている(第13-12表参照)。これは主として共済事業の組合員の増加によるものである。

供給事業の42年度における供給高は、1,282億円となっている。

利用事業は、利用高163億円で、食堂、病院がその大半を占めているが、最近のレジャーブームに関連して、旅行あつ旋を行なうなど、生活文化の向上に寄与している。

共済事業は89組合が行なっており、556万人が加入している。共済金給付額は43億円となっている。交通災害共済は12組合(1連合会を含む。)が行なっているが、最近の交通事故の増加を反映して、給付率は69%となっている。

住宅事業に対する年金福祉事業団融資は43年度13億円となっており、37年度からの総額は48億円にも達している。

消費生活協同組合は、戦後の日用必需品の確保を中心とするものから、しだいに生活全般に事業を拡大している。特に、最近の共済事業の種類、規模の拡大及び住宅事業の積極的活動が注目されている。

近年の物価上昇等により組合への期待はますます大きくなってきており、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすため、関係者のいつそうの努力が望まれるところである。

第13-12表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

第 13-12 表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

			総数	供給	利用	共済	供給 利用	供給 共済	利用 共済	供給利 用共済	不明
41 年度	総	数	1,186	574	121	67	380	4	5	11	24
	地	域	525	219	114	53	108	2	5	4	20
	職	域	661	355	7	14	272	2	—	7	4
42	総	数	1,174	585	118	68	368	5	5	11	14
	地	域	516	231	113	52	100	3	5	2	10
	職	域	658	354	5	16	268	2	—	9	4

資料：厚生省社会局「消費生活協同組合実態調査」

(注) このほか、連合会が41年度は39、42年度は38ある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第6節 その他の福祉対策

1 災害救助

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに応急救助を実施するものである。

43年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況は第13-13表のとおりであり、例年に比べその適用は比較的少なかったといえるが、1968年十勝沖地震、岐阜・青森両県を中心に被害をもたらした8月の集中豪雨、大館市大火等の災害にみられるように、大きな被害が発生した災害もあつた。43年度の災害の被害状況及び救助費用を示せば第13-14表のとおりである。

このように、災害救助法が適用された災害に対しては都道府県知事は、現に救助を必要とする者に対して、1) 収容施設の供与、2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、3) 被服・寝具その他生活必需品の給与、4) 医療及び助産、5) 災害にかかった者の救出、6) 災害にかかった住宅の応急修理などの救助を行なっている。

国は、都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に、その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収入見込額との割合いかんにより50/100～90/100までの負担をすることとなつている。43年度において都道府県が救助に要した費用の総額は9,919万円(概算)、国庫負担所要額は4,880万円であり、いずれも前年度より少額である。

なお、前述の救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償については、都道府県知事が定めることとなつているが、その場合の基準を国においては、災害救助の趣旨等からみて、諸物価の動向、その他の事情を考慮し実態に即するよう43年度においても改善を図つている。このうち、救助の程度、方法及び期間についてのおもなる改善状況は、1) 避難所を設置するため支出できる費用を1人1日当たり4円50銭から20円に引き上げたこと、2) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模を16.5m²から19.8m²に広げるとともに、その設置のため支出できる費用を16万3,000円から19万円に引き上げたこと、3) 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用を1人1日当たり100円から150円に引き上げたこと、4) 住家の全壊を受けた世帯に対して被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用を世帯構成員数に応じて冬季で400～1,300円引き上げたこと、5) 住宅の応急修理のため支給できる費用を3万円から4万7,000円に引き上げたことなどである。

第13-13表 災害救助法の適用状況

第 13—13 表 災害救助法の適用状況

	適用市(区)町村			
	総数	市(区)	町	村
総数	39	13	16	10
火災	3	2	1	—
水害	23	6	9	8
その他	13	5	6	2

厚生省社会局調べ

第13-14表 災害の被害状況及び救助費用

第 13—14 表 災害の被害状況及び救助費用

	道 県 名	人的被害(人)				住家の被害(世帯)					救助費用 万円
		総数	死者	行方不明	負傷	総数	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
1968年 十勝沖地震	青 森 県	391	35	2	354	4,109	722	2,859	181	347	3,987
8月の集中 豪雨	青森県, 岐阜県, 愛知県, 静岡県, 長野県, 北海道	161	107	13	41	12,038	121	318	3,107	8,492	3,438
大館市大火	秋 田 県	—	—	—	—	248	248	—	—	—	398
その他	新潟県, 宮崎県, 大分県, 鹿児島県	70	—	—	70	7,297	144	119	2,738	4,296	2,096

厚生省社会局調べ

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第6節 その他の福祉対策

2 婦人保護

婦人保護事業は、性行又は環境に照して売春を行なうおそれのある女子(要保護女子)の保護更生に関する業務を行なうものであるが、この事業は現在、各都道府県に設置されている婦人相談所を中心として、475人の婦人相談員及び63か所の婦人保護施設がそれぞれ実施にあたっており、これに民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員及び更生保護事業等の関係者が協力し、要保護女子を発見した場合の連絡通報等を行なっている。

昭和43年度の婦人相談所及び婦人相談員の受付件数は6万1,975件で受付経路別にみると、本人自身の来訪というケースが婦人相談所38.6%、婦人相談員54.5%と最も多くこれらの機関が広く相談相手としての機能を果たしていることがわかる。次に処理件数についてみると6万4,251件で、その処理の状況は、助言、指導48.2%、関係機関、施設への移送9.9%と多い。

婦人保護事業の対象となる要保護女子の最近の特徴は、売春経歴のないものが多いこと(昭和43年度64%)及びこれらの女子の知能指数が低くなつてきていること(昭和43年婦人保護施設収容者のうち知能指数70%未満のいわゆる精神薄弱者53%)である。

また近年売春の態様は、潜在化が著しく、転落婦女子のは握が困難となつているので、婦人保護事業の運営にあたり転落に至る前の婦女子の保護、指導にかなりの力を注いでいるところである。

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第6節 その他の福祉対策

3 地方改善事業

(1) 同和対策事業

「同和地区」あるいは「未開放部落」といわれる地区は、42年総理府が行なつた実態調査によれば、全国で3,545地区となつている。また、これらの地区における同和関係世帯数は、約26万、人口は107万人となつている。これを地方別にみると、おもに近畿・中国地方など西日本に多い。

これらの地区は経済的、社会的に低位な状態にあるためにその生活水準は総体的に低く、なかでも生活環境は立地条件が劣悪であるので、保健衛生上、災害予防上憂慮すべき状態である。

厚生省においては、同和地区の環境改善を目的とする諸施設の設置、地域住民の生活改善、保健福祉の増進を図るための隣保事業の育成等を通じて同和対策を推進している。

同和対策として、厚生省が昭和28年以降43年までに市町村に国庫補助を行なつた施設整備事業としては、隣保館326か所、共同浴場160か所、共同作業場205か所、下水排水路762か所、地区道路1,557か所などがある。

同和問題は、単に厚生省が行なう事業のみで解決できるものではなく、ひろく一般国民の理解と認識にあわせて、関係各省の施策が有機的、総合的に実施されることが必要である。従来の同和対策は、34年に閣僚懇談会において了承された「同和対策要綱」に基づいて行なわれてきた。しかし、40年8月同和対策審議会は総理大臣からの諮問に答えて、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申を行なつた。この答申においては、環境改善、社会福祉、産業職業、教育、人権問題等についてその対策を提案するとともに、必要な施策を総合的、計画的に実施することならびに特別措置法の制定の必要なことなどが述べられている。

各省においては、この答申に基づいて、44年度を初年度とする長期10か年の計画を策定した。この長期計画は、同和地区住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することを目標とし、このため同和地区と他地域との格差是正を図るとともに、国民に対する積極的な啓発活動を行なうこととされている。計画期間は前後期それぞれ5年間に分け、前期計画では施策全般について社会的経済的諸事情を考慮しつつ遅れた部門の施策の促進に努め、後期計画では前期計画の実施状況に検討を加え、総合的効果的な同和対策の推進を図ることになつている。

厚生省においては、主として同和地区の生活環境の改善、隣保事業の充実、社会福祉及び保健衛生の向上を図るための諸施設の整備等を行なうことになつている。

一方、これらの事業を円滑に実施するため、同和対策事業特別措置法が44年7月公布施行された。

この法律は、国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、国の行なう施策を規定し、事業実施に要する経費について特別な助成を行なうこととされている。

今後の同和対策事業は、この法律と長期計画のいわば両輪によつて、なおいつそう強力に推進されることとなる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第13章 その他の社会福祉施策

第6節 その他の福祉対策

3 地方改善事業

(2) 不良環境地区改善事業

同和地区のほかにも、都市におけるスラム、北海道における旧土人集落、石炭産業の不況の影響を受けた産炭地等においては、積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては、これらの地域に対して不良環境地区改善施設の整備を行なっているが、施設の種類及び実績は、第13-15表のとおりである。

また、大阪市の愛隣地区に対しては、愛隣総合センターの一環として建設される愛隣病院(100床)の建設費に対し、43年、44年の2か年計画で国庫補助を行なっている。

一方、いわゆるへき地においても積極的な対策が必要であるが、厚生省では40年度からへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を行なっている。へき地保健福祉館は、へき地住民に対し、各種の相談、講習会、集会、保育、授産などを行ない、保健福祉の積極的な増進を図ろうとするもので、43年末までに67か所が設置されている。

第13-15表 不良環境地区改善施設設置状況

第 13—15 表 不良環境地区改善施設設置状況

種 類	42年度末現在	43年度実施分
生 活 館	123	26
共 同 浴 場	12	1
共 同 作 業 場	28	4
下 水 排 水 路	43	21
共 同 井 戸, そ の 他	36	5

厚生省社会局調べ